

久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則及び久喜市空家等対策の
推進に関する特別措置法施行細則の一部を改正する規則

(久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 久喜市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（令和3年久喜市規則
第19号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第2項中
「第8条第2項」を「第6条第2項」に、「様式第3号」を「様式第1号」に
改め、同条第3項中「第8条第3項」を「第6条第3項」に、「様式第4号」
を「様式第2号」に改め、同条を第3条とする。

第6条中「第8条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「第10条」を「第8条」に、「様式第5号」を「様式第3号」に
改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「第5条関係」を「第3条関係」に、「第8条第1項」を「第
6条第1項」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第4号中「第5条関係」を「第3条関係」に、「第8条第1項」を「第
6条第1項」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の次に次の1様式を加
える。

様式第3号 (第5条関係)

(表)

		第 号
写 真	職務権限証明書	
	所 属 職 名 氏 名	
<p>上記の者は、久喜市空家等の適切な管理に関する条例第6条の規定に基づき、空家等に対し緊急安全措置を講じ、又は立入調査を行う者であることを証明する。</p>		
年 月 日 (年 月 日まで有効)		
久喜市長		印

5.5
センチメートル

9センチメートル

(裏)

久喜市空家等の適切な管理に関する条例 (抜粋)

(緊急安全措置)

第6条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等 (以下この条及び次条において「措置対象空家」という。) に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、緊急を要するため所有者等が必要な措置を講ずる時間的余裕がないと認めるときは、当該危害を避けるための必要最小限の措置として規則で定めるもの (以下「緊急安全措置」という。) を講ずることができる。

2～4 略

(立入調査)

第7条 市長は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に措置対象空家に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(職務権限を示す証明書の携帯等)

第8条 緊急安全措置又は前条第1項の規定による立入調査をする職員又は委任を受けた者は、その職務権限を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第5号を削る。

(久喜市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部改正)

第2条 久喜市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（令和3年久喜市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「特定空家等」の次に「及び管理不全空家等」を加え、同条中「特定空家等」の次に「及び法第13条第1項に規定する管理不全空家等」を加える。

第3条の見出し中「立入調査実施通知書」を「立入調査等」に改め、同条中「様式第1号」を「様式第1号の3」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

法第9条第2項に規定する報告の徴収は、報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第2項に規定する報告は、報告書（様式第1号の2）により行うものとする。

第5条中「法第14条第1項」を「法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に係る改善措置指導通知書（様式第3号）により、法第22条第1項」に、「様式第3号」を「様式第3号の2」に改める。

第6条中「法第14条第2項」を「法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により、法第22条第2項」に、「様式第4号」を「様式第4号の2」に改める。

第7条中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

第8条中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

第9条中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改める。

第10条第1項中「法第14条第4項」を「法第22条第4項」に改める。

第11条中「第14条第7項」を「第22条第7項」に改める。

第12条第1項中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改め、同条第

3項中「第14条第7項」を「第22条第7項」に改める。

第13条中「第14条第8項」を「第22条第8項」に改める。

第20条中「第14条第11項」を「第22条第11項」に改める。

第21条第1項中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

第22条第1項中「法第14条第2項」を「法第13条第1項若しくは法第22条第2項」に、「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「特定空家等」を「管理不全空家等又は、特定空家等」に改め、同条第2項中「特定空家等に係る改善措置報告書」を「管理不全空家等・特定空家等に係る改善措置実施報告書」に改める。

様式第1号中「第16条第2項」を「第30条第2項」に改め、同様式を様式第1号の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが（所有・管理）する下記の空家等に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定により当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等

所在地 久喜市

用途

所有者等の住所及び氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

4 報告徴収の責任者

5 報告の期限

（注）

1 上記5の期限までに上記3の者まで報告せず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項までの規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

久喜市長 あて

報告者 氏 名
住 所
電話番号

（所有者等が複数人の場合は代表者のみ又は連名でも可
法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。（以下「法」とい
う。）第9条第2項に基づき、 年 月 日付け久 第 号により報告
を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地 久喜市
用 途
所有者等の住所及び氏名
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
- 2 報告事項
- 3 添付書類

（注）

- ・ 上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

様式第2号（裏）中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「当該職員又は」を「空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくは」に改める。

様式第3号中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同様式を様式第3号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



管理不全空家等に係る改善措置指導通知書

あなたが（所有・管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家に該当すると認められることから、法第13条第1項の規定により、下記のとおり改善のための措置をとるよう指導します。

なお、本通知はあなたを含む当該空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）全員（のうち、確知された 名）の方にお送りしています。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地 久喜市

対象となる物件

所有者等の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

（注）

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の責任者まで報告すること。
- 2 上記2に示す措置を実施しなかった場合、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。同項の勧告を受けた管理不全空家等に係る敷地については、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

様式第4号を次のように改める。

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



勸 告 書

あなたが（所有・管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講ずるよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法2条第2項に定める特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定により勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地 久喜市

対象となる物件

所有者等の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

5 措置の期限 年 月 日

(注)

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく様式第17号の報告書により報告すること。
- 2 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告がされたことにより、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める特定空家等となった場合、必要に応じて、法22条の規定により、必要な措置をとることとなります。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



勸 告 書

あなたが（所有・管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講ずるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地 久喜市
対象となる物件
所有者等の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

(注)

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく様式第17号の報告書により報告すること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2の措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告がされたことにより、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

様式第 5 号及び様式第 6 号を次のように改める。

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



命 令 書

あなたが（所有・管理）する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け久 第 号により、法第22条第3項の規定により措置をとることを命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

については、法第22条第3項の規定により下記のとおり措置をとることを命じます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地 久喜市
対象となる物件
所有者等の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

(注)

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく様式第17号の報告書により報告すること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



命令に係る事前の通知書

あなたが（所有・管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け久 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置がなされない場合には、法第22条第3項の規定により下記の措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に久喜市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地 久喜市
対象となる物件
所有者等の住所及び氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

（注）

- 1 上記2の措置を講じたときは、遅滞なく様式第17号の報告書により報告をすること。
- 2 災害その他非常の場合においては、法22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

様式第7号中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改める。

様式第8号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「第14条第4項」を「第22条第4項」に改める。

様式第9号中「第14条第6項」を「第22条第6項」に改める。

様式第11号中「第14条第8項」を「第22条第8項」に改める。

様式第12号中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

様式第13号を次のように改める。

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



戒 告 書

あなたに対し、 年 月 日付け久 第 号によりあなたの（所有・管理）する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等

(1) 所在地 久喜市

(2) 対象となる物件

(3) 構造

(4) 規模

(5) 所有者の住所及び氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

2 措置の内容

(注) 災害その他非常の場合においては、法22条第11項の規定により、当該措置について緊急代執行の手続きに移行することがあります。

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、久喜市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第14号中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改める。

様式第15号中「第14条」を「第22条」に、「10～15」を「10～17」に改める。

様式第17号中「特定空家等に係る改善措置実施報告書」を「管理不全空家等・特定空家等に係る改善措置実施報告書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。